「第二次町田市環境マスタープラン(案)」 パブリックコメント実施結果

町田市環境審議会

実施概要

- 1. 意見の募集期間
 - 2011年10月21日(金)から2011年11月21日(月)
- 2. 意見の募集方法
 - ■「広報まちだ 10月21日号」に概要掲載
 - ■「町田市ホームページ」に内容掲載
 - ■下記窓口での資料配布

環境総務課(町田リサイクル文化センター2階)、市民相談室(市役所本庁舎1階)、市政情報やまびこ(中町分庁舎1階)、市民協働推進課(町田市民フォーラム3階)、各市民センター、町田・南町田の各駅前連絡所、木曽山崎・玉川学園文化の各センター、各市立図書館、町田市民文学館、公園緑地課(木曽庁舎1階)、上下水道総務課(成瀬クリーンセンター2階)、環境保全課(境川クリーンセンター1階)

3. お寄せいただいたご意見の概要及び環境審議会の考え方 16名と1団体から84件のご意見をいただきました。

ご意見の内容及び意見に対する環境審議会の考え方は、次ページからのとおりです。環境審議会の考え方については、以下のA~Cに区分し、表示しました。

区分	環境審議会の考え方	
А	いただいたご意見をマスタープラン、アクションプランに	
	反映します。	
В	いただいたご意見について、環境審議会の考え方を記載し	
	ました。	
С	いただいたご意見は、環境審議会から町田市へ伝えます。	

お寄せいただいたご意見は取りまとめの都合上、要約して掲載しています。

「第二次町田市環境マスタープラン(案)」に対するご意見の概要と 町田市環境審議会の考え方

■ 望ましい環境像について(2件)

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
1	望ましい環境像で「持続可能性」について	本編 P21 の望ましい環境像の解説文の中	В
	言及するべき。	で、「未来の町田市に引き継いでいく」(下	
		から3行目)と記述しており、ご意見をい	
		ただいた「持続可能性」を示していると考	
		えています。	
2	「水とみどりとにぎわいの調和した環境都	本マスタープランの目標年次である 2021	С
	市」を目指すには、人口問題は避けて通れ	年までは、町田市の人口は緩やかに増加	
	ない。人口増加抑制の施策として、建築基	(2010年比で 1.6%増)しますが、その	
	準や市街化調整区域による宅地化の制限を	後、2022 年を境に横ばいで推移すること	
	より厳しくしてはどうか。	が予測されており、人口の大幅な増加は予	
		測されておりません。	
		2011 年に改正された「町田市都市計画マ	
		スタープラン」において、市街化調整区域	
		の自然的土地利用を保全し、みどり豊かな	
		都市の実現を目指しています。都市的・自	
		然的土地利用が混在している区域について	
		は、自然環境等に配慮した、立地、美観等	
		に関する一定の技術基準を満たす土地利用	
		を誘導していくことになっています。ご意	
		見につきましては、今後の施策展開の際の	
		参考として、環境審議会から町田市へ伝え	
		ます。	

■ 1. 地域で取り組む地球温暖化の防止について(18件)

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
	中心市街地(三塚~町田街道~小田急線~	中心市街地のマイカー乗り入れ規制の検	С
1	駅前通の三角地帯)は、駅前通、町田街道、	討の際の参考として、環境審議会から町田	
1	原町田大通り、3・3・7号線、7・5・2線	市へ伝えます。	
	を除き、進入禁止、一方通行を徹底し、一		

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
	部の商用車以外は、乗り入れを規制すべき。		
	中心市街地(三塚~町田街道~小田急線~	バス網の再編事業の検討の際の参考とし	С
2	駅前通の三角地帯)は、コミュニテイバス を補完交通手段として整備するべき。	て、環境審議会から町田市へ伝えます。	
	1、2により、中心街の駐車場を、自転車	中心市街地の検討の際の参考として、環境	С
3	用駐輪場、市民の広場(お祭り、ふれあい、	審議会から町田市へ伝えます。	
	大道芸、定期市などの会場・緑の空間とし		
	て)として利用してはどうか。		
	パークアンドライドは、中心市街地から2	フリンジ駐車場(中心部の自動車渋滞を緩	С
	k m周辺に設けるべき。	和するため、中心市街地の外縁部に駐車場	
4		を配置して、車両の乗り入れを規制する手	
		法)の整備推進検討の際の参考として、環	
		境審議会から町田市へ伝えます。	
	自転車の利用を促進するため、駐輪場をバ	本マスタープラン 1-〔3〕-施策④、4-	С
5	ス停周辺、駅地下に設けるとともに、不法	〔1〕-施策⑤(再掲)及びアクションプ	
	駐輪には罰金を課すなどの取締りを強化	ランで、自転車利用環境の整備を進めてい	
	することでマナーの向上を図るべき。	きます。不法駐輪対策、交通ルールの周知、	
	自転車がやむをえず歩道を通行する際は、	マナー啓発を引き続き行っていきます。	С
6	車と同じく左側通行を励行し、車道上にブ	ご意見につきましては、更なる施策展開を	
	ルーラインによる自転車道区分を徹底す	検討する際の参考として、環境審議会から	
	るべき。	町田市へ伝えます。	
	町田街道東北斜面(芹ヶ谷側)は、大雨時	町田市では、開発行為については条例で、	С
	の雨水の一時流出を防止するため、大通	一定規模以上の建築物については要綱で、	
7	り、文学館通り、三塚周辺に地下に雨水枡	雨水貯留・浸透施設の設置を規定しており	
'	と浄化装置を設け、夏場の路面温度の上昇	ます。ご意見につきましては、施策展開の	
	を防ぐ散水パイプを敷設する。これを恩田	際の参考として、環境審議会から町田市へ	
	川、境川周辺にも設置する。	伝えます。	
	駐車場地下には、雨水貯留層、屋上には太		С
8	陽光発電パネルを設置することを義務化		
	してはどうか。		
9	施策 1-[1]-②「温室効果ガス排出量やエ	温暖化防止を進めるためには、行政、市民	С
	ネルギー使用量の「見える化」を進めます」	の取り組みとともに、事業者の取り組みが	
	施策 1-[2]-③「事業活動における取り組	重要であると認識しています。ご意見につ	
	みを促進します」について、マンションを	きましては、施策展開を考える際の参考と	

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
	建設するデベロッパーや建売住宅を建設	して、環境審議会から町田市へ伝えます。	
	する事業者へのインセンティブ(容積率緩		
	和や補助金等)を考慮すべき。また、省工		
	ネ住宅(マンション・戸建)認定制度など		
	を検討してはどうか。また、最新の「見え		
	る化」技術の実証実験の場を提供すること		
	を検討するべき。		
10	施策の基本テーマ(中柱)1-[2]「持続可	説明文章中の「省エネ」の中に「エネルギ	В
	能なエネルギー利用への転換を図ります」	ーの高度利用」も含まれると考えます。	
	について、「また、これまで依存してきた		
	化石燃料をより効果的・効率的に活用する		
	(エネルギーの高度利用)低炭素社会に向		
	けた取り組みを推進します」を追加してい		
	ただきたい。		
11	施策 1-[2]-②「家庭における取り組みを	太陽熱温水システムを始めとする再生可	В
	促進します」について、「太陽光発電の設	能エネルギーの導入の補助については、現	
	置補助等の支援」を「太陽光発電・太陽熱	在市で実施を検討しております。検討して	
	温水システムの設置補助等」に変更してい	いるのは太陽熱温水システムのみではな	
	ただきたい。	いため、記述は「太陽光発電の設置補助等	
		の支援」としています。	
12	本編 P.10 のグラフで、市民 1 人あたりの	市民 1 人あたりの二酸化炭素排出量は、現	В
	二酸化炭素排出量があるが、この排出総量	在町田市が把握している電気、都市ガス、	
	計算に、産業部門、業務部門、運輸部門が	自動車の利用及び一般廃棄物の焼却に伴	
	含まれているのかどうか明確でない。	うものにより算出しています。これは、町	
		田市内全体での排出量になるため、産業部	
		門、業務部門、運輸部門も概ね含んでいる	
		ものと考えております。	
13	達成目標「市民一人あたりの二酸化炭素排	「10%削減」の目標については、国が示	В
	出量の 10%削減を目指します」について、	しているロードマップ等を参考としてお	
	公共交通機関の利用、低公害車・自転車利	ります。なお、二酸化炭素排出量の各項目	
	用、農産物の地産地消、省エネの取り組み、	については、マスタープラン巻末資料とし	
	再生エネルギーの利用、みどりの確保など	て掲載します。具体的に市民が何をすれ	
	の各施策が削減にどの程度貢献するかに	ば、どの程度の削減効果が見込まれるかに	
	ついて、仮説でも記載するべき。	ついては、本マスタープランの推進計画で	
14	達成目標「市民一人あたりの二酸化炭素排	ある「アクションプラン」に、「家庭でで	В

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
	出量の10%削減を目指します」について、	きる地球温暖化対策」を削減効果とともに	
	各項目(電気使用量、ガス使用量、ゴミの 焼却量、交通走行量)について記載してほ	コラムで紹介します。 	
	しい。また具体的に何をどうすればどの程 度の削減効果がある、ということを示して		
	ほしい。		
15	「マイカー使用を控えよう」という市民へ	 温暖化対策や大気汚染の防止のため、自動	А
	の働きかけが弱い。「ノーマイカーデー」	車利用を控えることは直接目的に貢献す	
	を設けるなど、PR・告知をして徹底して	ることから、自転車利用環境整備ととも	
	浸透を図るべき。	に、「ノーマイカーデーの設置などによる	
		公共交通利用の推進」を、アクションプラ	
		ンに提示します。	
16	町田市における省エネ施策の推進はどの	町田市におけるこれまでの省エネ施策に	В
	ように行われているのか。マスタープラン	ついては、毎年発行している町田市環境白	
	に省エネ施策の推進に関する記述を加え	書及びホームページに掲載しております。	
	るべき。	今後の省エネ施策については、1-[2]「持	
		続可能なエネルギー利用への展開を図り	
		ます」で記載しております。また、具体的	
		な省エネの取り組みについては、「アクシ	
		ョンプラン」に掲載します。	
17	基本目標「地域で取り組む地球温暖化の防	環境審議会においても、「低炭素社会」と	В
	止~低炭素社会を目指すまちづくり~」に	いう表現は、市民になじみがないため、「低	
	ついて、低炭素社会という曖昧な言葉では	一炭素社会」ではなく、「省エネルギー」を	
	なく「水と食とエネルギーにやさしい社	前面に出した表現としてはどうかという	
	会」に修正してはどうか。	意見が出ました。しかし、2011年に改定	
		した町田市都市計画マスタープランでは、	
		「低炭素社会」という言葉を使用し、まち	
		づくりの分野においても、環境に対する負	
		荷の小さい都市の実現を図るための取り	
		組みを市として進めています。本マスター	
		プランにおいても低炭素社会の構築を看	
		板にして、省エネルギーの推進と再生可能	
		エネルギーの導入を進めることとしてい	
		るため、このままの表現とします。	
18	コラム「地球温暖化の影響」について、「産	ご指摘を参考に、記述を修正します。	A

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
	業革命以降、人間は石油や石炭などの化石		
	燃料を大量に使用すると同時に自然を破		
	壊してきました」と追記してはどうか。		

■ 2. 自然環境と歴史的文化的環境の保全について(15件)

	2. 日然環境と歴史的文化的環境の床上に		
NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
	施策2-[2]-①「水辺環境を保全します」	2-[2]は、「水辺の保全・活用と水循環の	В
	の後段に「市民の憩いの場となる親水施設	健全化を進めます」をテーマとし、ご指摘	
1	等については安心して遊べる水辺環境を	の水質の改善については、4-[2]の「良好	
	整備・保全します」を追加し、親水施設の	な水質の確保に努めます」に含まれると考	
	水質の維持・改善に取り組んでいただきた	えますので、ここでの文章の追加はいたし	
	⟨¹ ₀	ません。	
	三輪緑地基本計画書が町田市で進行して	緑の保全については、自然環境においてま	С
	いる。これに関して町田市環境マスタープ	ず考えていかなければならないことです	
	ランで言及し、緑地化ではなく里山保全ま	が、2011 年に策定された「町田市緑の基	
	た生物多様性を守る方向へと計画を変更	本計画」に、町田市の緑に関する政策が網	
2	すべき。	羅されていると認識しています。町田市環	
		境マスタープランは、関連計画として、自	
		然環境の保全の中に緑の保全を方向性と	
		して位置づけています。 ご意見につきまし	
		ては、環境審議会から町田市へ伝えます。	
	「みどり率」ではなく、生物多様性の回復	生物多様性について、具体的な指標や達成	С
3	度合いを示すと考えられる明確な指標	目標を設定しておりませんが、生物多様性	
3	(「耕作放棄地の再生率」など) を導入す	の保全については「第二次町田市環境マス	
	るべき。	タープラン」策定を機に検討していく部分	
	生物多様性の保全、回復という視点から、	ですので、今後の取り組みとともに指標も	С
	達成目標として「耕作放棄地の再生率」「環	検討していくべきと考えています。ご意見	
4	境保全活動等への市民ボランティア参加	につきましては、環境審議会から町田市へ	
	数」「環境保全活動への助成制度の創設」	伝えます。	
	を入れるべきである。		
	達成目標の「市内エコファーマー認定農業	いただいたご意見を踏まえ、達成目標値の	А
5	者数の5%増を目指します」は、年間目標	目標年度については、明確に記載するよう	
	値なのか、マスタープランの期間である	にします。	
	10 年間の目標値なのか明確に記載するべ		

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
	き(2件)。		
6	"生物多様性の保全"を「基本目標〜環境	本マスタープランでは、生物多様性の保全	С
	施策の大綱(大柱)」に位置づけ、全体的	を、緑や水辺環境などとともに保全してい	
	に生物多様性保全をもっと前面に打ち出す	くものし、自然環境と歴史的文化的環境の	
	べき。具体的には、町田市として、国連の	保全の中に位置づけています。ご指摘のよ	
	「SATOYAMA イニシアティブ国際パー	うに町田市では生物多様性の保全の成果	
	トナシップ(IPSI)」へ登録を目指し、生	を十分に挙げていませんが、第二次環境マ	
	物多様性に関する施策を国内外にコミット	スタープランの策定を機に生物多様性の	
	し、積極的に PR するべき。	保全のための基礎調査や保全の仕組みづ	
		くりなどに取り組むべきと考え、施策に掲	
		げています。具体的な展開については、仕	
		組みづくりの検討の際の参考にするよう、	
		環境審議会から町田市へ伝えます。	
7	達成目標の「町田市内の安定的に確保され	町田市内の安定的に確保された緑地の対	В
	た緑地の量を、2020 年度までに概ね	象は、公園や生産緑地、保全地域などです	
	30.0%確保することを目指します」は、	が、生産緑地など減少しているものもあ	
	年々、緑地が宅地化、分譲地化されていく	り、ご指摘のように、これを増やしていく	
	中で、2-[1]記載の施策のみで十分なのか	のは大変なものがあります。緑の基本計画	
	懸念される。	などと連携して、施策を進めていくべきと	
		考えています。	
8	市民農園は、応募者が年々増加傾向にある	市民農園の応募者は多く、市民の関心の高	С
	と聞いているが、市民農園の施設の供給を	さを表していると思います。今後について	
	増やしてはどうか。	も、農業者が高齢化する中、市民が農業に	
		携わる機会を増やしていくことは重要で	
		す。市民農園を増やすことについて、環境	
		審議会から町田市へ伝えます。	
9	地産地消を進めるため、今まで以上に地場	ご意見のように、今後はPRに一層努める	В
	農産物の PR に努めるべき。	必要があると考え、アクションプランに提	
		示しています。	
10	「道の駅」を町田街道沿いに開設し、地場	地産地消の取り組みとして、町田産農産物	С
	農産物等の市の特産品を農家または JA に	の販売を推進する必要があると考えてい	
	委託して販売してはどうか。	ます。ご意見につきましては、施策を検討	
		する際の参考として、環境審議会から町田	
		市へ伝えます。	
11	体験農業を通して遊休農地の利用の効率	休耕している農地について、耕作希望者に	В

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
	化を図ると共に、農家の高齢化対策として	市があっせんする等の取り組みについて、	
	若者や失業者を募り、農業への職務転換を	アクションプランで提示しています。	
	図るモデル都市としてはどうか。		
12	外来生物対策に関して、行政は既に品種を	品種の特定及び駆除方法は、確立していま	В
	特定しているのか、具体的な駆除方法を確	せんが、他の生物への被害の大きいものの	
	立しているのか明確にしてほしい。	一部や農業生産に被害を及ぼす獣害につ	
		いて個別に駆除を行っています。外来生物	
		に対する対策につきましては、今後	
		2-[3]-施策④「外来生物対策を進めます」	
		で適正な管理を行っていくことを考えて	
		います。	
13	公園や街路樹などの身近な緑に関して、限	ご意見につきましては公園や街路樹の管	С
	りある予算の中で、効率的且つ頻繁に手入	理の参考とするよう、環境審議会から町田	
	れを行なってほしい。	市へ伝えます。	
14	平成 11 年度緑の基本計画で市内の生きも	2- [3] -施策②「生物多様性の現状把握	В
	の調査の結果が発表されてから 10 年が経	を行います」及びアクションプランで生物	
	ち、環境の変化と共に自然状況も変わって	多様性の現状把握を行っていくことを考	
	いるため、2~3 年かけて隈なく生きもの	えています。	
	調査を実施し、種名リストを作成するべ		
	き。		
15	絶滅危惧種、希少種の保護対策、また自然	2- [3] -施策③「生物多様性の保全の取	В
	教育や環境教育、生物多様性保全の観点か	り組みを検討、実施します」でお示しして	
	らもビオトープを作る活動は有効な方法	います。	
	であり、活動を推進するべき。		

■ 3. 持続可能な循環型社会の構築について(7件)

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
1	包装紙の合理化、リターナブルビンの普及	ごみの減量、資源化のためには、様々な取	С
1	を推進するべき。	り組みを行っていくことが必要と考えて	
	食物残さを堆肥化するための発酵促進剤	おります。ごみについては、2011年に「一	С
2	を無料配布してほしい。	般廃棄物資源化基本計画」が策定されてい	
3	不要なビン、カンを回収するデポジット式	るため、具体的には、その推進に合わせ、	С
3	のポストを設置してほしい。	取り組むべき内容の検討が必要かと思い	

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
	ゴミ問題を解決するエコマネー制度(現行	ます。ご意見につきましては、環境審議会	С
4	の町田市環境マスタープランにあり)を早	から町田市へ伝えます。	
	急に制度化するべき。		
5	紙やビン・カン、粗大ゴミ等、ゴミの行方		С
	(収集された後どこに行ってどうなるか)		
	について市民にもっと知ってもらう必要		
	があり、そのための施策を入れるべき。		
6	ごみの減量、資源化に対する意識向上を図		С
	るため、町田リサイクル文化センターを活		
	用して市民向けの勉強会を実施してはど		
	うか。		
7	ゴミの分別、資源化のためには、住民の理	3-[1]「ごみの減量、資源化に対する意識	В
	解の向上が大切であり、ゴミ処理場の見学	の向上を図り、取り組みを促します」でお	
	など、ゴミ処理に関する児童や住民の教育	示ししているように、資源化施設の見学、	
	を充実させるべき。	出前講座などにより、児童や市民の学習の	
		機会をより充実して提供していくことを	
		考えています。	

■ 4. 良好な生活環境の創造について(24件)

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
	大気汚染の防止のため、街路樹(ハナミズ	街路樹については、景観や落葉などの管理	С
	キなど)を高木に植え替えるべき。	や安全性などを考慮し、選定しているとこ	
1		ろですが、ご意見につきましては今後の選	
		定の際の参考として、環境審議会から町田	
		市へ伝えます。	
	休日のマイカー乗り入れ制限など、公共交	温暖化対策や大気汚染の防止のため、自動	А
	通機関の利用促進策を推進するべき。	車利用を控えることは直接目的に貢献す	
2		ることから、自転車利用環境整備ととも	
_		に、ご意見の趣旨を踏まえ、「ノーマイカ	
		ーデーの設置などによる公共交通利用の	
		推進」を、アクションプランに提示します。	
	大地沢の利用促進、同種の施設の小山田緑	エコツーリズムの1つとして、2-〔5〕	С
3	地、野津田公園への設置、地場農産物の普	「歴史的文化的環境を保全します」の中	
	及、農作業体験、エコ教育を市の社会教育	で、フットパスの普及促進を考えておりま	

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
	システムに組み込むなど、エコツーリズム	すが、施設の整備や促進の仕組みづくりな	
	を市内でも実施するべき。	ど、課題は多いと認識しています。具体的	
		な取り組みのご提案につきましては、検討	
		の際の参考として、環境審議会から町田市	
		へ伝えます。	
	中心市街のマンション建設には、緑の空間、	町田市では、「町田市中高層建築物に関す	С
	ベンチ、面積に応じた広場空間、公道から	る指導要綱」により、一定規模以上の建築	
	の適切なセットバックを法令で義務付ける	物に対し、敷地内周囲及び接道部の緑化を	
	べき。	求めています。また、東京都の「自然の保	
4		護と回復に関する条例」では、1000 ㎡	
		以上の敷地の開発に際しては、敷地や接道	
		部、建築物上の緑化を義務づけています。	
		その他の点につきましては、環境審議会か	
		ら町田市へ伝えます。	
	小規模の空き地は市が買い上げ、将来まと	ご提案につきましては、環境審議会から町	С
5	めて開発できるよう市民共有資源として残	田市へ伝えます。	
	すべき。		
	町田市大地沢・草戸山麓一帯を、春の梅、	「緑の基本計画 2020」では、市内 18	С
	夏の山百合、秋のコスモスの群生地として	箇所の「水と緑の拠点」の①大戸緑地に該	
	育成し、町田市の花の名所としてはどうか。	当するエリアかと思われます。このエリア	
		では、東京都による都立大戸緑地(仮称)	
6		の整備計画がまとまりつつあり、今後緑地	
0		整備が考えられているところですが、大地	
		沢青少年センターから西については、計画	
		の対象外になっています。ご提案につきま	
		しては、今後の整備の参考として、環境審	
		議会から町田市へ伝えます。	
	町田市の河川をカワセミが繁殖する環境整	ご意見につきましては、河川の整備の際の	С
7	備づくりを行ってはどうか。	参考として、環境審議会から町田市へ伝え	
		ます。	
	大気汚染状況の監視地点は、市役所前の他	大気汚染防止法に基づき、東京都が常	В
	どこにあるのか?	時測定を市役所屋上(中町)と鶴川第	
8		二小学校(能ヶ谷)の2ヶ所で行って	
		います。ほかに、町田市で年1回、①	
		相原交差点(相原町)、②桜美林学園東	

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
		交差点(忠生)、③袋橋交差点(野津田	
		町)、④鶴川駅東口交差点(能ヶ谷)、	
		⑥境川クリーンセンター前交差点(木	
		曽東)、⑦成瀬センター前交差点(成	
		瀬)、⑧東名入口交差点(鶴間)の8ヶ	
		所で測定を行っています。	
	自転車利用環境を、「駅前通り」新市庁舎	1-[3]施策④、4-〔1〕施策⑤及びアク	В
9	前だけでなく整備するべき。	ションプランで、町田市内全域を対象とし	
9		た、自転車利用環境の整備を進めていきま	
		ਰ .	
	境川(島橋付近)の水質は見た目には清流	境川の島橋に近いところでは、檜橋(森	В
	のように感じるが環境基準に達していない	野)、境橋(原町田)で水質の調査を行っ	
	のか?	ています。2010 年度は環境基準をクリ	
10		アしていますが、他の箇所で環境基準に達	
		していない場所があるため、河川の水質に	
		関する環境基準の達成を目標として掲げ	
		ております。	
	新市役所の工事現場では騒音・振動の計測	建設に当たっている事業者が毎月騒音・振	В
	をしているが環境基準をクリアしている	動の測定をしており、建設作業に係る基準	
11	か?	をクリアしております。なお、環境基準は	
' '		建設作業には適用されず、建設作業に係る	
		基準は騒音規制法及び東京都環境確保条	
		例に定められています。	
	ゴミのポイ捨て、不法投棄が多々、見受け	本マスタープランでは、4ー[4]施策③「ご	В
	られる。	みの不法投棄、ポイ捨ての防止に努めま	
12		す」において、ごみの不法投棄、ポイ捨て	
		の防止の PR など周知、啓発に努めま	
		す。	
	マスタープランの河川の水質の達成目標の	河川の水質の環境基準は、町田市内では鶴	В
13	記述に、1 級河川である真光寺川を記載す	見川、境川、恩田川の3河川のみで、真光	
	るべき。	寺川については環境基準の設定がありま	
	達成目標「鶴見川、境川、恩田川の水質に	せん。そのため、達成目標も3河川での設	В
14	関する環境基準の達成を目指します」を、	定となっております。河川の水質調査につ	
'-	「鶴見川、境川、恩田川、 <u>真光寺川</u> の水質	いては、真光寺川でも定期的に調査を行っ	
	に関する環境基準の達成を <u>最低限とし、川</u>	ており、4-[2]施策①「汚水管の整備と	

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
		合併処理浄化槽の普及による適正な汚水	
	指します」と変更していただきたい。	処理対策を進めます」などにより河川水質	
		の向上を図っていくべきと考えています。	
15	施策 4-[2]-④「市内の主要河川等におい	河川の水質調査については、真光寺川でも	В
	て、定期的な水質調査を実施します」につ	定期的に調査を行っています。生物相調査	
	いて、町田市内の主要な3河川に真光寺川	については、今後生物相調査を検討してい	
	を追加し主要な4河川として定期的に水質	く際の参考として、環境審議会から町田市	
	調査・生物相調査・地下水水質調査を実施	へ伝えます。地下水水質調査は、東京都の	
	していただきたい。	水質測定計画に基づき、地下水の水質汚濁	
		を継続監視するために行っております。	
16	施策 4-[2]-④「市内の主要河川等におい	いただいたご意見を参考に、記述を修正い	\triangle
	て、定期的な水質調査を実施します」につ	たします。	
	いて、後段を「また町田市内だけでなく、		
	流域全体での水質向上を図るため、流域自		
	治体間での <u>役割分担と</u> 情報交換に努めま		
	す」と変更していただきたい。		
17	自然に負担をかけない洗剤を購入する市民	汚れを落とす洗剤は、どんなものでも全く	В
	や企業に対してエコポイントを付与する制	自然に負担をかけないものはないと思わ	
	度を導入し、界面活性剤の使用をなくして	れます。合成洗剤も、以前に比べると生分	
	いくべき。	解性が向上していること、下水道の普及に	
		より多くの家庭排水が下水道に流れ下水	
		処理場で処理されていることなどから、合	
		成洗剤の使用を"なくす"とまで言いきれ	
		ないと思われます。むしろ、洗剤を使いす	
		ぎない、適量に使うことが大事であり、4	
		ー[2]施策③「水質汚濁物質の排出抑制の	
		ため、市民、事業者への働きかけを推進し	
		ます」での下水の流し方のPRなどで対応	
		していくべきと考えます。	
18	エコポイント制度の導入等により、農薬を	2-[4]-③「エコファーマーの育成を進め	С
	使わない自然農を推進するべき。	ます」として、農薬を低減した農業を行う	
		エコファーマー認定制度を進めていくこ	
		とを考えています。ご意見につきまして	
		は、今後の検討していく際の参考として、	
		環境審議会から町田市へ伝えます。	

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
19	市の水道の放射能基準値を、国に従うので	ご意見につきましては、環境審議会から町	С
	はなく、8ベクレルに下げるべき。	田市へ伝えます。	
20	市の水道はゼオライト等で放射性物質を吸		С
	着してから流水するなどの措置をとるべ		
	き。		
21	食品の放射能基準値を8ベクレル、4ベク		С
	レル(乳児・子ども・青少年)に下げるべ		
	き。		
22	施策 4-[1]-③「自動車利用を控え、公共	町田市の地域コミュニティバス(玉ちゃん	С
	交通利用を進めます」について、低公害バ	バス・かわせみ号)、市民バス「まちっこ」	
	ス(天然ガス自動車など)の採用を考慮す	の一部にCNG(圧縮天然ガス)車を採用	
	るべき。	しています。ご意見につきましては、今後	
		の交通施策の展開の際の参考として、環境	
		審議会から町田市へ伝えます。	
23	施策の基本テーマ(中柱)4-[1]「大気汚	福島第一原発事故による放射能問題は、大	С
	染の防止に努めます」または4-[3]「誰も	きな問題であると認識していますが、	
	が安心して快適に暮らせる環境の実現を図	日々、国・東京電力等の対応・状況も変化	
	ります」に、市が取り組んでいる放射線量	し、今後の方向性を 10 年間の行政計画で	
	の測定等の放射能汚染対策について記載し	ある本マスタープランに掲載することは	
	てはどうか。	現時点では難しいと判断しております。な	
		お、ご意見につきましては、環境審議会か	
		ら町田市へ伝えます。	
24	施策 4-[3]-③「自動車や、事業活動によ	ご意見の内容は、4ー[3]施策③の「自動	В
	る騒音・振動問題への取り組みを進めます」	車の走行等の騒音〜」に含まれると考えて	
	について、オートバイのカミナリ族の深夜	います。	
	の騒音対策も記載してはどうか。		

■ 5. 環境に配慮した生活スタイルの定着ついて(5件)

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
	環境教育を幼児・小学生から徹底して行う	5-[1]施策①「学校における環境教育の充	В
1	よう市の教育システムに織り込むべき。	実を図ります」②「子どもの環境学習・体	
		験学習を進めます」により進めていきます。	
2	環境を維持し、町への愛着を高めるため	ご提案につきましては、環境審議会から町	С
	「町田の歌」を募集し、市民歌として定着	田市へ伝えます。	

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
	させてはどうか。		
3	施策 5-[1]-③「環境教育情報の収集・提	5-[3]施策②「市民・事業者の環境保全活	В
	供を図ります」について、民間事業者によ	動の情報の共有化を図ります」に示したと	
	る取り組みを紹介することにより、子供た	おり、今後、環境に関する情報を集約し、	
	ちが環境への取り組みをより身近に感じ	ホームページ等で公開する仕組みを構築す	
	ることができると考える。	る予定です。ご意見をいただきました、民	
		間事業者による取り組みの紹介も、そのホ	
		ームページ等で行うことが可能と考えてい	
		ます。	
4	市民大学の環境・自然入門・エコツアー等	5-[2]施策①「学校における環境教育の充	В
	の講座やことぶき大学の講座の継続と講	実を図ります」に示したとおり、今後も市	
	座数および受講者枠の拡大を図っていた	民大学などでの環境に関する学習機会の拡	
	だきたい。	大を図ることが必要と考えています。	
5	市民が環境保全活動等に積極的に関わっ	環境保全活動の継続のために、環境保全活	В
	ていく体制を構築するため、こうした活動	動の担い手の育成、人材の活用が重要と考	
	を支えていくコーディネーターの人材育	えています。そのため、5-[3]「環境学習・	
	成を推進していくべき。	保全活動の基盤づくりや協働の仕組みづく	
		りを進めます」において、施策④「環境保	
		全活動の担い手の育成、人材の活用を図り	
		ます」を掲げ、進めていくことを考えてい	
		ます。	

■ 広報について(2件)

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
1	環境 NEWS を町田市広報板に掲示しては	環境の取り組みについて、随時広報してい	В
	どうか。	くことは、取り組みを広げていくためにも	
		重要なことなので、広報まちだや環境広報	
		紙などで積極的に広報を行っていくこと	
		を、本マスタープランにも記述しておりま	
		す。	
2	マスタープラン、環境白書を市民にどのよ	マスタープラン、環境白書(町田市の環境	В
	うにして告知し、広く浸透を図るかが課題	の状況やマスタープランの進捗状況を掲	
	だと考える。	載したもの。毎年発行しています)は、概	
		要版を作って市の施設やイベントなどで	

	配布し、ホームページに掲載するととも	
	に、環境広報紙や環境講座などで随時内容	
	をお知らせしていくことを考えています。	

■ その他(11件)

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
	町田市都市マスタープランなどとの連携	本マスタープランの策定にあたり、環境に	В
	を深め、より実効ある強力な行政力を発揮	関連する様々な条例や、町田市基本計画	
	していただきたい。	「まちだ未来づくりプラン」、「町田市都市	
		計画マスタープラン」をはじめとする他の	
1		計画との整合を図っています。	
		今後、本マスタープランの進捗管理を各担	
		当課と協力して行っていくことにより、本	
		マスタープランに掲げた施策が着実に進	
		んでいくものと考えています。	
	中心市街地における緑の空間の確保、谷戸	ご意見については、町田市基本計画「まち	В
	地の保全、生物の多様性確保、良好な居住	だ未来づくりプラン」、「町田市緑の基本計	
2	環境の保全などメリハリのある街づくり	画」等に示されている施策も踏まえて、町	
	を推進するべき。	田市として取り組んでいく必要があると	
		考えています。	
3	福島第一原発事故による放射能問題に対	福島第一原発事故による放射能問題は、大	С
	する見解をマスタープランに掲載するべ	きな問題であると認識していますが、国・	
	き(3件)。	東京電力等の対応や状況も日々変化して	
		おり、今後の方向性を 10 年間の行政計画	
		である本マスタープランに掲載すること	
		は現時点では難しいと判断しております。	
		なお、ご意見につきましては、環境審議会	
		から町田市へ伝えます。	
4	マスタープランについて、町田市の他の関	本マスタープランの策定にあたり、町田市	С
	連計画、条例等との整合性を検証できる体		
	制(仕組み)を構築するべき。	田市都市計画マスタープラン」をはじめ、	
		環境に関連する様々な条例や他の計画と	
		の整合を図っています。	
		ご意見につきましては、今後の計画の進行	
		管理を進めていく際の参考として、環境審	
		議会から町田市へ伝えます。	

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
5	協働の仕組み作りについて、「市民、事業	本マスタープランで示している「市民」の	В
	者、行政」という従来の狭い連携でなく、	中には、市民団体、地域も含まれています。	
	「市民、市民団体(NPO 等)、企業、地	教育機関も「行政」または「事業者」の中	
	域(町田市外の隣接する地域、その市民も	に含まれています。	
	含む)、教育機関、行政等の多様な主体」	これらの意図がわかるよう、注釈を加えた	
	の連携、協働であるべき。	いと考えています。	
6	達成目標の計画期間が明記されているも	いただいたご意見を踏まえ、達成目標値の	В
	のと明記されていないものがあり、原則的	目標年度については、明確に記載するよう	
	には明記すべきではないか。また、明記さ	にいたします。「2020 年度まで」の記	
	れているものは、2020 年度までにと記載	載は、関連計画と整合を図ったためです。	
	されているが、2021 年度の間違いではな		
	いか。		
7	達成目標について、年度毎あるいは数年毎	達成目標の進捗状況については、町田市環	В
	の目標設定と、その結果を公表することを	境白書で毎年公表する予定です。目標の達	
	マスタープランに織り込んではどうか。	成度については、達成目標との比較で行っ	
		ていくことを考えています。	
8	基本目標「1.地域で取り組む地球温暖化の	環境目標(何を、どの程度、いつまでに行	В
	防止」、「3.持続可能な循環型社会の構築」、	うか) については、基本目標ごとに可能な	
	「4.良好な生活環境の創造」について、環	限り具体的な数値目標を掲げております	
	境目標(何を、どの程度、いつまでに行う	が、対象とする範囲を完全に網羅すること	
	か) 及び環境活動計画 (どのような手段で、	はできておりません。その点については、	
	いつまでに、誰が責任を持って行うか)が、	本マスタープランの推進計画であるアク	
	一部記載漏れ、若しくは作成されていない	ションプランに具体的に実施する取り組	
	のではないか。	みを記載することで補えると考えていま	
		ਰ .	
		環境活動計画(どのような手段で、いつま	
		でに、誰が責任を持って行うか)は、アク	
		ションプランに記す重点事業で示します。	
9	マスタープランの施策・目標を推進してい	公益財団法人 日本適合性認定協会に確	В
	く上で環境マネジメントシステムが有用	認したところ、2011 年 12 月 1 日時点	
	と考えられる。町田市産業振興計画に事業	での町田市内の ISO14001 取得事業者	
	者環境対策支援事業の事業目標・指標②	数は、22事業者で、目標を達成している	
	「ISO14001 取得事業者数を現状	と思われます。	
	(2008 年度)0 事業者から、目標水準		
	(2018年度) 10事業者を目指す」との		

NO.	ご意見の概要	環境審議会の考え方	区分
	記載があるが、2011年現在での状況はど		
	うなっているか?もし目標の達成が危ぶ		
	まれそうなら、その対応策をマスタープラ		
	ンに記載すべき。		
10	マスタープランの施策・目標の進捗状況を	町田市環境マスタープランの施策・目標の	А
	市民が確認できるように検索場所を明記	進捗状況は、毎年、町田市環境白書として	
	してほしい。	公表するとともに、ホームページにて公開	
		していく予定です。	
		いただいたご意見を参考に、第 4 章「推	
		進体制・進行管理」の修正をします。	
11	マスタープランの目標達成に向け、市民か	本マスタープランの第 4 章「推進体制・	С
	らアドバイザーを募り、毎年達成目標の進	進行管理」に、(仮称)環境懇談会の設置	
	渉状況、市民参加や活動状況、改善すべき	を示しています。これは、新たな取り組み	
	点などを公表していくようにしてはどう	として、市民、事業者、行政が参加し、環	
	か。	境に関する課題や環境施策の進捗につい	
		て、自由に意見交換する場となる予定で	
		す。(仮称)環境懇談会の参加者は公募の	
		予定で、運営方法を検討中です。	
		また、本マスタープランの進捗状況を示し	
		た町田市環境白書を今後も発行していく	
		予定です。ご意見につきましては、これか	
		らの環境白書の内容を検討する際の参考	
		として、環境審議会から町田市へ伝えま	
		ਰ 。	

※ 上記以外に、FC町田ゼルビアやASVペスカドーラ町田の広報についてなど、「第二次町田市環境マスタープラン(案)」に直接関係しないご意見を5件いただきました。これらご意見につきましては、関係課へお伝えしました。

町田市環境審議会事務局(町田市環境資源部環境総務課) 〒194-0202 町田市下小山田町3160番地 電話 042-797-9611 FAX 042-797-5374